



神奈川県

発生届出対象者の方へ

新型コロナウイルス感染症と 医療機関で診断された方へ

このチラシは、次のいずれかの条件を満たす方を対象としています

1. 65歳以上の方
2. 入院が必要と医師が判断した方
3. 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要である方
又は重症化リスクがあり、かつ新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
4. 妊娠している方

この後、神奈川県から療養案内のメールが届きます。
携帯電話をお持ちでない方へは、保健所から連絡があります。

スマートフォンをお持ちの方は、
「神奈川療養サポート」への登録をお願いします。



神奈川県療養サポート

(LINEの友達登録画面が開きます)

毎日の健康観察

ワンタッチで療養相談

※SMSが届かない方はお住いの管轄保健所へ御連絡ください。



Q1. 何かあったらどこに連絡すればいいですか？

療養中に気になる症状があらわれた時や、不安に感じた時など、療養中のお困りごとがある場合は「**神奈川県療養サポート窓口**」にご相談ください。

高熱が続くなど症状が悪化した場合や受診が必要かどうか等の相談は「**神奈川県コロナ119番**」にお電話ください。

療養中の健康相談、薬の処方等に関する相談



神奈川県療養サポート窓口

045-285-0598

(9時から21時)

上記の電話番号につながりにくい場合は、
045-285-0599にお電話ください。

体調の悪化等による緊急相談



神奈川県コロナ119番

045-285-1019

(24時間)

上記の電話番号につながりにくい場合は、
045-285-1017にお電話ください。

配食サービスを希望される場合もこちらにご相談ください



Q2. いつまで療養すればいいですか？

症状があって陽性と診断された方は、**発症日（初めに発熱など症状が出た日）の翌日から7日間経過し、**かつ症状軽快後24時間経過した場合で療養終了です。

療養中一度も症状が出なかった方は、**検体採取日（検査を受けた日）の翌日から7日間経過した場合**で療養終了です。また、5日目に自身で抗原定性検査キットで陰性の場合は6日目で療養終了することができます。

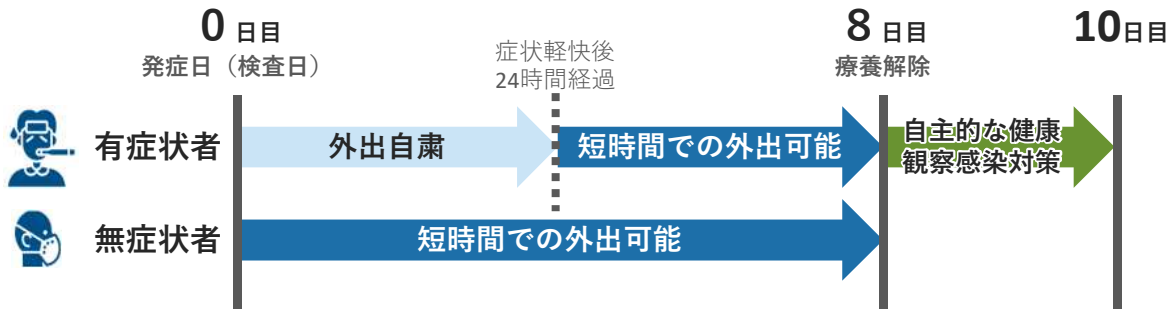
療養期間中は仕事や学校、不要不急の外出は控えてください。

療養期間	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
 症状があって診断された方	発症日	療養期間（7日間）							外出可能	自主的な健康観察感染対策	
 無症状で診断された方	検体採取日	療養期間（7日間）							外出可能		
	検体採取日	療養期間（5日間）				キット陰性	外出可能	自主的な健康観察感染対策			



Q3. 療養期間中の外出はできますか？

症状が軽快してから24時間経過した方、又は一度も症状が出ていない方は、食料品の買い出し等必要最低限の短時間の外出が可能です。その際はマスク着用等、感染対策を徹底してください。



Q4. 療養証明書はどうやって発行されますか？

療養証明が必要な場合は、ご自身で「My HER-SYS」からダウンロードすることができます。療養のしおりにも申請方法が掲載されておりますので、併せてご確認ください。携帯電話がない方は、療養サポート窓口にご連絡ください。



My HER-SYSや療養証明書発行に関する詳細は、神奈川県ホームページをご覧ください

神奈川県「療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）について」